

休校の延長が発表され、明日からは大型連休に入ります。休校期間中は、外出自粛に伴いインターネットを利用する機会が増えると思います。インターネットは使い方を間違えると大変危険です。ぜひご家庭で、スマホや通信型ゲーム機、インターネット等の安全な使い方やルールを再確認してください。

【沖縄県警察より】

ネット使用の4つの約束!!

安全なインターネットの使い方 「あ・か・い・リング」

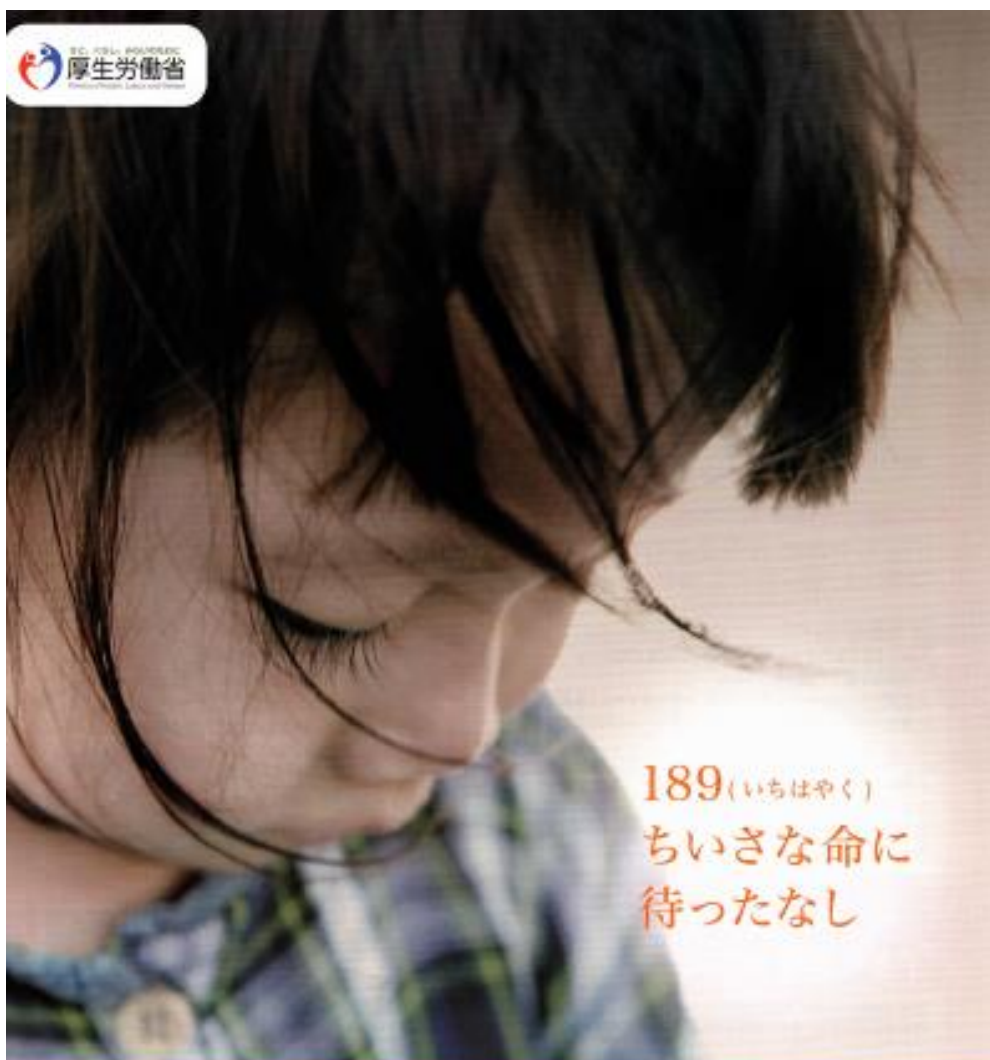
ちゆらさん運動


- 1, あわない!**
「会わない」 ネットで知り合った人と会わない。
▶各種犯罪被害防止
- 2, かかない!**
「書かない」 個人情報を書き込まない。
▶一度ネット上に出た情報(画像も含む)は、二度と消せない。
- 3, いはんしない!**
「違反しない」
▶法律違反 *違法アップロード・ダウンロード (著作権法違反)
*制限サイトにアクセスしない
▶マナー違反 *ネットいじめ (人の悪口を書き込む等)
*チェーンメール (不審系メールなどは、脅迫行為に当たる可能性あり)
- 4, フィルタリング**
「有害情報をシャットアウト!自分を守る第一歩!」

「あかいリングの秘密」▶ダイヤはキラキラ輝く子ども一人ひとりを表し、ダイヤの支えは、家族・地域・行政を表しています。
沖縄県・沖縄県警察・沖縄県教育委員会・沖縄県少年補導会連絡協議会

また、新聞やテレビ等でも、外出自粛のストレスによる DV や児童虐待等について懸念されております。お住まいの地域で何かお気づきの点がございましたら、児童相談所や市町村の相談窓口にご連絡ください。

【厚生労働省より】





189 (いちはやく)
ちいさな命に
待ったなし

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたのお電話で救われる子どもがいます。


児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

いち はや く
189

児童相談所
全国共通
3桁
ダイヤル

出産や子育てに関する悩みや質問がある方は、
児童相談所・市町村へお気軽にご相談ください。

連絡は匿名で行うことも可能です。
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
お住まいの地域の児童相談所につながります。



※一部の伊豆諸島からはつながりません。 ※令和元年12月より通話料が無料化されます。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

児童虐待とは…？

- **身体的虐待** 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、濡れさせる、家の外に締め出す など
- **性的虐待** 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- **ネグレクト** 乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子どもに暴力を振るうことなどを放置する など
- **心理的虐待** 言葉により脅かす、無視する、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか？

子どもについて

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣服やからだがいっぱい汚れている ● 落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しい、涙がない ● 夜遅くまで一人で家の外にいる

保護者について

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家においたまま外出している
- 子育てに関して拒否的・無関心である／強い不安や悩みを抱えている
- 子どものけがについて不自然な説明をする

車内放置しないで！

子どもを自動車内などに残していかないで

子ども(乳幼児)は体温調節機能が未熟なこともあり、自動車内など内扉の気密があまりやすい環境では、短時間でも熱中症の危険性が高まります。「眠っているから」「少しだけ」と子どもを自動車などに残せたまま、その場を離れると思われぬ事故につながり大変危険です。自分で身を守ることができない子どもを守るのは大人の役割です。十分な気配りを忘れずにしましょう。



しつけ、が行き過ぎると虐待に当たることもあります

子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～

子育てにおいて、しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。以下のポイントを心がけながら、子どもに向き合きましょう。

① 子育てに体力や知恵を使わない

子どもが困った時、助けを求めるとSOSを出せられない

親役や祖父母のイライラをクールダウン

親自身がSOSを出そう

子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援

※令和2年4月1日より、児童虐待の防止等に関する法律が改正されることにより、保護者が子どものしつけに際して体罰を加えてはならないことが規定されました。

✿ 児童相談所や市町村の相談窓口にご連絡下さい ✿

虐待を受けたと思われる子どもがいたら。

ご自身が相談や子育てに悩んだら。

子育てに悩む親がいたら。



あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

お住まいの地域の児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。 ※令和元年12月より通話料が無料化されます。